

センターQ&A

Q 相談をしたいけど、入院中でセンターまで行くことができません。

A 電話や窓口での相談はもちろん、ご自宅や施設、病院などへ訪問しての相談も行います。お気軽にご連絡ください。

Q 豊田市に住んでいないと相談できないの？

A ご本人の住民票が豊田市になくても、豊田市で生活されている方は、どなたでもご相談をお受けします。

Q 後見人はどんなことをしてくれるの？

A 後見人はご本人の意思を尊重し、以下のようなことを行います。

1. 金融機関との手続きや、公共料金等の日常生活の中での各種支払いなど(財産管理)
2. 福祉サービスの利用や施設への入所、年金や社会保険の手続きなど(身上保護)
3. 家庭裁判所や後見監督人に、管理状況について報告書を提出。

※日用品購入、食事などの介助や病院などへの付き添い、身元保証人となることや、医療行為への同意などは、原則行えないことになっています。

豊田市成年後見支援センター

〒471-0877

豊田市錦町1丁目1番地1(豊田市福祉センター内)



tel. 0565-63-5566

fax. 0565-33-2346

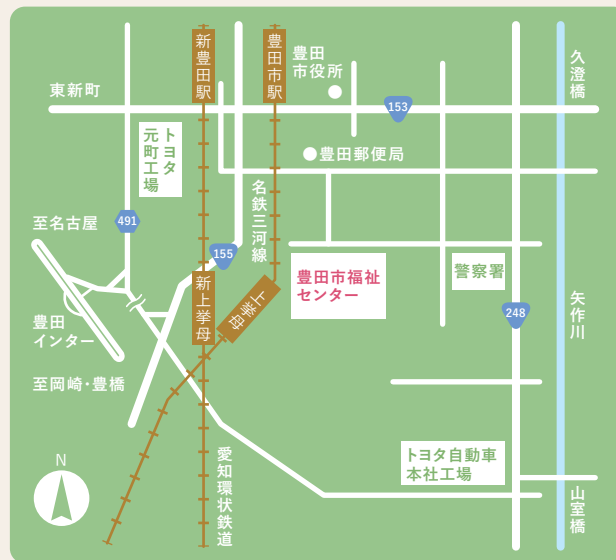
<https://toyota-koken.jp/>

mail. s-shien@toyota-shakyo.jp



受付

- 火～土曜日の午前8時30分～午後5時15分まで
- 日、月、祝日、年末年始はお休みです。
- 相談は無料です。



交通のご案内

電車 名古屋鉄道上挙母駅から徒歩10分
愛知環状鉄道「新上挙母駅」から徒歩15分

バス 豊田市駅西口5番バス乗り場
「豊田市福祉センター行き」おいでんバスに乗車
「豊田市福祉センター」下車

車 無料駐車場あり

豊田市成年後見支援センター

運営 社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会
委託 豊田市

このような
お困りごとは
ありませんか？



お金の管理が
しっかり
できない…

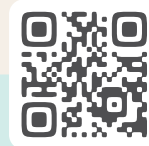
よくわからないまま
訪問販売にお金を
払ってしまう

一人では
書類の手続き
ができない

子に障がいがあり、
親亡き後が心配…

認知症、知的・精神障がいで
判断能力が不十分な方々が、
安心して暮らせるようお手伝いします。

安心して自分らしく
生きられる、
支え合いのまち。



成年後見制度とは

法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。



今必要な方

法定
後見制度

法定後見制度は、認知症・知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方のために、家庭裁判所が適切な支援者（成年後見人、保佐人、補助人）を選び、お金の管理や生活に必要な契約手続きをお手伝いする制度です。



補助

日常の買い物はできるが、重要な手続き・契約をひとりで決めることが心配な方



保佐

日常の買い物はできるが、重要な手続き・契約をひとりで決めることが難しい方



後見

日常の買い物や、重要な手続き・契約をひとりで行うことが難しい方



これから
必要になる方

任意
後見制度

任意後見制度は、ひとりで決められるうちに、あらかじめ自らが選んだ「任意後見人」に、自分の代わりにしてもらいたいことを「任意後見契約」で決めておく制度です。任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされています。

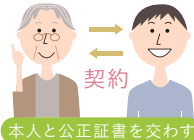
本人

任意
後見人

家庭
裁判所

監督
人
任意
後見

任意
後見人



本人と公正証書を交わす



認知症になったら...



監督



センターってどんなところ？

豊田市成年後見支援センターは、成年後見制度に関する相談をお受けし、弁護士や司法書士、社会福祉士、関係機関と連携しながら支援していく相談窓口です。

豊田市からの委託により、(社福)豊田市社会福祉協議会が運営しています。

相談窓口

成年後見制度に関する相談を受付けます。申込み(申立)に必要な書類の作成をお手伝いします。

広報・啓発

成年後見制度の理解促進を目的とした講座及びイベント等を開催します。出張講座も行います。

市民後見人養成・支援

とよた市民後見人養成講座を開催し、市民が後見人として活躍できるよう支援しています。

法人後見

基準に該当する方については、当センターが成年後見人等となります。

法律専門職との連携

弁護士や司法書士と一緒に支援していきます！

訪問型支援

ご自宅や施設、病院など積極的に訪問します！

エンディングノートを推奨

エンディングノートとは、終末期に備えて生前に自身の希望をまとめておくノートのことです。